(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則(平成7年豊橋市規則第8号) に定めるもののほか、豊橋市「地域生活」バス・タクシー運営経費補助金(以 下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、豊橋市「地域公 共交通」バス・タクシー実施要綱第2条に定めるところによる。
 - (1)「地域生活」バス・タクシー
 - (2) 地域運営団体

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、「地域生活」バス・タクシー実証運行事業(以下「実証運行事業」という。)又は豊橋市地域公共交通活性化推進協議会において合意された運行に関する事業計画に基づき実施される事業(以下「本格運行事業」という。)の対象となる地域の地域運営団体とする。

(暴力団等の排除)

- 第4条 前条の規定にかかわらず、市長は、補助金の交付申請者が次の各号の いずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定をしないことがで きる。
 - (1) 豊橋市暴力団排除条例(平成 23 年豊橋市条例第2号)第2条第1号に 規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
 - (2) 豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)
 - (4) 暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体 (補助対象経費)
- 第5条 補助対象経費は、4月1日から翌年3月31日までの実証運行事業又

は本格運行事業の運営に必要となる経費で、次に掲げるものとする。

- (1) 停留所設備の作成及び設置又は修繕に要する費用
- (2) 車両への表示に要する費用
- (3) 印刷製本費
- (4) その他市長が必要と認める運営に要する費用

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、実証運行事業の初年度は1団体あたり年額500,0 00円、実証運行事業の次年度以降又は本格運行事業は1団体あたり年額20 0,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする地域運営団体は、豊橋市「地域生活」 バス・タクシー運営経費補助金交付申請書(様式第1)に次に掲げる書類を 添えて、市長に申請しなければならない。
 - (1)補助対象経費の概算内訳書(様式第2)
 - (2) 事業計画書
 - (3) 収支予算書
 - (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、これを適正と 認めるときは補助金の交付の決定を行い、豊橋市「地域生活」バス・タクシ 一運営経費補助金交付決定通知書(様式第3)により、補助金の交付の申請 をした地域運営団体に通知するものとする。

(実績報告)

- 第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた地域運営団体(以下「補助金交付団体」という。)は、補助金の交付決定を受けた年度の3月31日までに、豊橋市「地域生活」バス・タクシー運営経費補助金実績報告書(様式第4。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1)補助対象経費の実績内訳書(様式第5)

- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、実績報告書が提出されたときはその内容を審査し、これを 適正と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、豊橋市「地域生活」バ ス・タクシー運営経費補助金額確定通知書(様式第6)により、補助金交付 団体に通知するものとする。

(補助金の交付)

- 第11条 補助金交付団体は、前条の規定により補助金の額が確定した場合に おいて、補助金の交付を受けようとするときは、市長が定める期日までに請 求書を提出しなければならない。
- 2 市長は前項の請求書の提出を受けたときは、当該補助金交付団体に補助金 を交付する。

(概算払い)

- 第12条 市長は前条の規定にかかわらず、必要であると認めるときは、補助 金の全部又は一部について概算払をすることができる。
- 2 補助金交付団体は、概算払により補助金を受けようとするときは、請求書 を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

- 第13条 市長は、補助金交付団体が次の各号のいずれかに該当すると認めた ときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 本要綱の規定又は補助金の交付条件に違反したとき。
 - (2) 補助金を補助対象経費以外の用途に使用したとき。
 - (3)提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正な行為があったとき。
- (4)第4条各号のいずれかに該当するとき。
- 2 市長は、前項の規定により交付決定の取消しをしたときは、その旨を豊橋 市「地域生活」バス・タクシー運営経費補助金交付決定取消通知書(様式第 7)により当該補助金交付団体に通知するものとする。

(補助金の返環)

第14条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期日を定めてその返還を命ずるものとする。

(加算金)

第15条 補助金交付団体は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、当該返還すべき補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、加算金の全部又は一部を免除することができる。

(検査等)

第16条 市長は、補助金交付団体に対し、補助対象事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査を行うことができる。

(補助金の経理等)

- 第17条 補助金交付団体は、当該補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助金交付団体は、前項の帳簿を、当該補助金の交付を受けた日の属する 年度の終了後5年間保存しなければならない。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(補助限度額)

2 第6条の補助金の額については、令和4年4月1日から令和5年3月3 1日までに実施されるものの場合、同項中「年額200,000円」とある のは「年額300,000円」とする。

附 則

この要綱は、令和4年5月20日から施行する。